

# 根室市エネルギー・食料品等価格高騰重点支援対策事業（価格高騰重点支援商品券発行事業）

## 根室市プレミアム付商品券のお知らせ（全店共通商品券）



電力・ガス・食料品価格等、物価高騰の影響を市民や事業者が受けている状況の中で、消費下支え等を通じた「市民生活支援」及び「事業者支援」を図るため、商店等で共通して使用できる『根室市プレミアム付商品券（6,500円分）』を購入対象者1人につき2冊を限度に、1冊5,000円で販売します。

### 1 誰が、いつ、どのように購入できるの？

**【購入対象者】** 令和5年7月14日（金）時点で、市の住民基本台帳に記録されている方

**【購入可能冊数】** 購入対象者1人につき2冊購入できます。

※世帯主に交付する購入引換券に世帯の購入可能冊数が記載されています。  
例えば、1世帯内の購入対象者が4人の場合、購入可能冊数に「8冊」と記載されています。

**【販売額】** 1冊5,000円

額面500円券×13枚綴りで6,500円分の全店共通商品券で構成され、1冊あたり1,500円分お得です。

**【販売期間】** 令和5年9月1日（金）～令和5年10月20日（金）

①購入引換券の有効期限である令和5年10月20日（金）までに購入が行われなかった場合は、購入の権利を辞退したものとみなします。

（購入引換券記載の購入可能冊数まで購入が行われなかった場合も含む。）

②購入可能冊数内であれば、複数回に分けて購入する分割購入が可能です。

**〈分割購入の例〉** 購入引換券に記載の購入可能冊数が「4冊」の場合  
まず、9月25日に2冊購入、次に10月18日に2冊購入  
合計4冊購入

**【販売場所】** ①市内郵便局での通常販売

- ・販売日時：9月1日（金）～10月20日（金）（土・日・祝日を除く）
- ・販売時間：午前9時～午後5時
- ・販売場所：根室郵便局、根室大正郵便局、根室平内郵便局、根室西浜郵便局、根室有磯郵便局、根室港郵便局、花咲郵便局、歯舞郵便局、瑤瑤瑠郵便局、落石郵便局、厚床郵便局  
※簡易郵便局では販売していません。

②根室商工会議所での臨時販売

- ・販売日時：9月30日（土）、10月1日（日）の2日間のみ販売
- ・販売時間：午前9時～午後5時
- ・販売場所：根室商工会館1階 催場（根室市松ヶ枝町2丁目7番地）

### 2 郵便局窓口（臨時販売窓口を含む）で購入するには、誰がどうすれば良いの？

**【購入に必要なもの】** 以下の3点が必要です。

- ①同封の「令和5年度 根室市プレミアム付商品券購入引換券」  
※再発行は出来ませんので大切に保管願います。
- ②郵便局窓口来訪者の本人確認書類  
（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳等）
- ③プレミアム付商品券購入に必要な現金（1冊 5,000円）

**【郵便局の窓口で購入可能な方】** 以下①～③のいずれかに該当する方

- ①「令和5年度 根室市プレミアム付商品券購入引換券」の購入者氏名欄に記載のご本人
- ②「令和5年度 根室市プレミアム付商品券購入引換券」の購入者氏名欄に記載のご本人と同一世帯ご家族  
・郵便局窓口で購入する際、購入者氏名として記載されている方との続柄を申し出てください。
- ③代理人・使者等  
・郵便局窓口で購入する際、購入者氏名として記載されている方との代理関係を申し出てください。なお代理人等が複数枚以上の購入引換券を持ち込まれた場合には、代理関係等を示す資料の提示、被代理人等への電話確認などにより代理関係等を確認させていただく場合があります。

### 3 プレミアム付商品券は、いつ、どこで使えるの？

**【使用可能なお店】**

- ・同封のチラシに記載されている登録店舗で使用できます。使用可能なお店には、右側に記載のポスターが貼っています。

**【使用期間】**

- ・令和5年9月1日（金）～令和6年1月31日（水）

**プレミアム付商品券の有効期限は令和6年1月31日（水）迄です。**

※有効期限を過ぎたものは使用できませんので、必ず使用期間内にお使い下さい。



### 4 プレミアム付商品券を利用できないものはありますか？

**【以下に掲載のある商品・サービスにはプレミアム付商品券をご使用いただけません】**

- ①不動産にかかわる支払い（土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等）
- ②消費にあたらぬものへの支払い（出資、有価証券の購入等）
- ③たばこの購入
- ④換金性があり、かつ、広域的に流通しうるもの（商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード、郵便はがき、切手、回数券、印紙等）
- ⑤性風俗特殊営業やギャンブル等に係る支払い
- ⑥公租公課の納付（国税、地方税または使用料等）
- ⑦自治体の債権への支払い（水道料金、市指定ごみ袋等）
- ⑧その他、根室市が利用についてふさわしくないと判断した商品、サービス

※裏面もご覧ください。